



乳幼児用ハイチェアの SG 基準（公開用）

序文

このSG基準及び基準確認方法は、一般財団法人製品安全協会が以下の安全管理委員会専門部会で改正し、ガットスタンダードコード及びWTO/TBT協定 附属書3に基づく海外通報手続を経た上で、制定された製品安全基準とその評価方法である。このSG認定は適合性評価手続き（SGマーク制度）の適用を受けるものであって、製造物責任法等のいかなる他法令の適用が除外されるものではない。

一般財団法人製品安全協会は、このSG基準の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起すると共に、これらの知的所有権出願に係わる確認について責任はもたない。

一般財団法人製品安全協会の許可なしに、このSG基準の一部又は全部を電子的又は機械的な（写真、マイクロフィルムを含む。）いかなる様式又は手段により、複製又は利用してはならない。

乳幼児用ハイチェア（改正）専門部会 委員名簿

	氏 名	所 属	(五十音順・敬称略)
(部会長)	西田 佳史	独立行政法人 産業技術総合研究所	
(委 員)	有井 祐輔	コンビ 株式会社	
	伊吹 裕司	株式会社 大和屋	
	蛭谷 勝司	独立行政法人 製品評価技術基盤機構	
	奥野 祐一	一般財団法人 日本文化用品安全試験	
	鞠 緑	イオントップバリュ 株式会社	
	菊池 貴幸	株式会社 アガツマ	
	佐竹 愛子	NPO法人かわさきコンシューマーネット	
	佐藤 博明	日本トイザラス株式会社	
	曾我部 佑太	株式会社 カトージ	
	樋口 義則	株式会社 ストッケ	
	布施 智史	一般財団法人 化学研究評価機構	
	見座 宏昭	一般財団法人 ボーケン品質評価機構	
	宮内 悦男	全国ベビー&シルバー用品連合会	
	宮崎 祐介	国立大学法人 東京工業大学	
(関係者)	経済産業省商務流通保安グループ製品安全課		
	経済産業省製造産業局生活製品課		
(事務局)	一般財団法人製品安全協会 業務グループ		
	110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪		
	業務グループ代表 E-Mail operation@sg-mark.org		
	管理グループ	TEL 03-5808-3300	FAX 03-5808-3305
	業務グループ	TEL 03-5808-3302	FAX 03-5808-3305
	PLセンター	TEL 03-5808-3303	FAX 03-5808-3305

乳幼児用ハイチェアのSG基準

SG Standard for Infant Highchair

1 基準の目的

この基準は、乳幼児用ハイチェアの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、一般家庭の室内で使用する一人用乳幼児用ハイチェア（以下「ハイチェア」という。）について適用する。ここでいうハイチェアは、高さ調節機能を有したものを含むが、乳幼児用ハイローラック、クーハン、乳幼児用テーブル取付け式座席、一人乗りぶらんこ、乳幼児用揺動シート及び簡易移動用のキャスタ機能を有したものは含まない。なお、高さ調節機能とは、脚の長さを調節していす全体の高さを変えるもの及び座面と足乗せを上下させて高さを変えるもの等をいう。

3 種類

ハイチェアの種類は、次のとおりとする。

I 形：ハイチェア本体に身体保持機構が取り付けられていない形式のもの。

I a 形：18 か月以上 60 か月（体重 23kg 以下）までの幼児が使用するもの。ただし、横杵を有すること。

I b 形：36 か月以上 60 か月（体重 23kg 以下）までの幼児が使用するもの。

ただし、ここでいう身体保持機構とは、乳幼児の転落を防止するための機構をいい、①股ベルト（股フレームの場合を含む）＋腰ベルト＋横杵、又は②股ベルト（股フレームの場合を含む）＋前杵（テーブルと兼用の場合を含む）をいう。

また、ここでいう横杵とは側方への転落防止を目的とした手すり等のことをいい、前杵とは前方及び側方への転落防止を目的としたフレーム等のことをいう。

II 形：ハイチェア本体に身体保持機構が取り付けられる形式のもの。

II a 形：お座りができる概ね 7 か月から 36 か月（体重 17kg 以下）までの乳幼児が使用するもの。

II b 形：お座りができる概ね 7 か月から 60 か月（体重 23kg 以下）までの乳幼児が使用するもの。

4 安全性品質

ハイチェアの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	
1. 構造、外観及び寸法	1. ハイチェアの構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、身体が触れる部分には傷害を与えるようなばり、先鋭部等がないこと。 (2) 外部に現れるボルト、ナット等の先端は、著しく突出していないこと。 (3) 組み立ては確実にでき、組み立てた各部には使用上支障のある緩み、がた、変形等がないこと。 (4) 乳幼児の手足の届く範囲に、硬質材料で構成された○以上13○未満の傷害を与えるおそれがあるすき間がないこと。 ただし、深さ○未満のすき間はこの限りでない。 (5) 床面から座前縁中央までの最高位の高さは○以上○以下であること。 なお、脚の長さを調節することができ、乳幼児の足が接地するものものにあっては（以下「小いす兼用タイプ」という。）、最低高さ時の床面から座前縁中央までの高さは○以下であること。	

項 目	基 準	
	(6) 横枠を有するものにあつては座側面から横枠上端までの高さは、Ⅰ形で○以上、Ⅱ形で○以上であること。 また、横枠の奥行きは○以上であること。 ただし、Ⅱ形で身体保持機構として前枠を有するもの及びⅠb形は除く。 (7) Ⅱ形で身体保持機構として前枠を有するものにあつては、乳幼児が容易に転落しない構造であること。 (8) 座前面にフレーム、テーブル等を有するものにあつては、先端から前脚先端までの寸法は10○以下であること。 (9) 背もたれの高さは、○以上であること。 (10) 足乗せ上面から座前縁中央までの高さは、○以下であること。 (11) 股ベルト（股枠フレームの場合を含む）、腰ベルト及び前枠を有するものにあつてはベルト等の幅は○以上であること。また、腰ベルトは長さ調節ができること。	

項 目	基 準	
	(12) 高さ調節機能を有するものにあつては、乳幼児が容易に操作できない構造であること。 (13) ハイチェア本体に折り畳み構造を有するものにあつては、使用時に容易に折り畳まれない構造であること。 (14) I a 形及びⅡ形のものにあつては、座面と手すり及び背もたれ等との間には、乳幼児の身体が入り込む開口部がないこと。 (15) 可動式のテーブルを有するもので、テーブル操作時に横枠等側面との間に 13 mm未満の交差するすき間ができるものにあつては、乳幼児が容易に動かせないよう本体に固定できるか、保護カバー等のせん断防止対策が施されていること。	

項 目	基 準	
2. 安 定 性	2. ハイチェアの安定性は、次のとおりとする。 (1) 後方安定性試験を行ったとき転倒しないこと。 (2) 前方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。 (3) 側方安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。	
3. 強 度	3. ハイチェアの強度は、次のとおりとする。 (1) 座面の耐衝撃試験を行ったとき、調節高さの下降、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。 (2) 足乗せの静的強度試験を行ったとき、転倒せず、かつ破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。 (3) 背もたれの水平強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。 (4) 座側面に手すり、テーブル受け等を有するものにあつては水平強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。	

項 目	基 準	
	(5) 座側面に手すり、テーブル受け等を有するものにあつては、上方持ち上げ試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。 (6) 座前面にフレーム、テーブル等を有するものにあつては、静的強度試験を行ったとき、転倒せずかつ破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。 (7) 座前面にフレーム、テーブル等を有するものにあつては、上方への静的強度試験を行ったとき、破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。ただし、固定式でないものは除く。 (8) 股ベルト（股フレームの場合を含む）や腰ベルト等、身体保持用ベルトの強度試験を行ったとき、ベルトの破損、変形、ロックの外れ及び使用上支障のある異状がないこと。 (9) ベルトを有するもので、ベルトに長さ調節機構があるものは、ベルトの緩み試験を行ったとき、締め付け具の変形、破損等がなく、かつ、緩みが○以下であること。	

項 目	基 準	
4. 材料	(10) 前枠等の取外しが可能な部品類は、容易に外れないこと。 4. ハイチェアの場合は、次のとする。 (1) 木材及び木質材料には著しい割れ、くされ、虫食い、反り、狂い等がないこと。 (2) 木材の含水率は 15%以下であること。 (3) 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。 (4) 合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料で塗装した部品にあつては、有害物質を含有しないこと。 (5) 繊維材料からは、ホルムアルデヒドの溶出がないこと。	
5. 付属品	5. ハイチェアの付属品は、次のとおりとする。 (1) 付属品は、ハイチェアの安全性を損なうものであつてはならない。 (2) 製品に装着される付属の小部品等は、外れた場合に誤飲する大きさではないこと。	

5 表示及び取扱説明書

ハイチェアの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	1. 製品には、容易に消えず、かつ剥がれにくい方法で次の事項を表示すること。ただし、(3)については、その主旨を見やすい箇所に表示すること。 また、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 (1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号。 (3) 使用年齢範囲と身体保持機構の使用 I a 形の例. 「使用年齢範囲は、○月 から○月（体重○○kg 以下）までです。保護者の監督下（特に○月以下は必ず保護者が付き添い）で使用する。」 I b 形の例. 「使用年齢範囲は○月から○月（体重○○kg 以下）までです。保護者の監督下で使用する。」	1. 表示の消えにくさ、剥がれやすさ及び必要な項目の有無を目視、触感等で確認すること。 なお、(3)及び(4)の表示項目は、安全警告標識（)を併記し、目立つ色彩を用いるなどしてより認知しやすいものであることを確認すること。 また、文字の大きさは4.9 mm以上の大きさ（縦寸法）の「警告」、「注意」などのシグナルワードを併記し、より認知しやすいものであることを確認すること。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	Ⅱa 形の例. 「使用年齢範囲は、お座りができる概ね〇月から〇月（体重〇〇kg 以下）までです。必ず保護者が付き添い、絶対に幼児を一人で放置しないこと。また、必ず身体保持機構を装備して使用すること。」 Ⅱb 形の例. 「使用年齢範囲は、お座りでできる概ね〇月から〇月（体重〇〇kg 以下）までです。保護者の監督下（特に〇月以下は必ず保護者が付き添い）で使用すること。また、〇月までは必ず身体保持機構を装備して使用すること。」 Ⅱb 形の例.（上限が〇月を超えるもの） 「使用年齢範囲は、お座りでできる概ね〇月から体重〇〇kg 以下までです。乳幼児（〇月以下）が使用する場合は、保護者の監督下（特に〇月以下は必ず保護者が付き添い）で使用すること。また、〇月までは必ず身体保持機構を装備して使用すること。なお、SG マーク制度は〇月以下の乳幼児に適用されます。」	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(4) 外から力をかけると転倒の危険性がある旨。特に、乳幼児が乗っている場合は注意する旨。 また、乳幼児が乗っていない場合を含み、他の幼児が外から手をかけたり、よじ登ったりしないよう注意する旨。 (5) 高さ調整機能を有するものにあっては、〇月までの乳幼児が使用する場合の調整位置。 (6) 座面を上下させて高さが変えられるものにあっては、座面を下げすぎると、乳幼児が手すりや背もたれ等とのすき間に挟まれる危険性がある旨。 (7) テーブルが可動式のものにあっては、テーブル使用時は手や指を挟まないよう注意する旨。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 取扱説明書	2. 製品には、次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した説明書を添付すること。 ただし、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に表示し、(2)及び(3)は図などを併記して理解しやすいものとし、(6)は、安全警告標識等を併記してより認知しやすいものとする。 なお、その製品に該当しない事項は、省略してもよい。 (1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管する旨。 (2) 組立て式のものは、その組立ての要領及び注意。 (3) 高さ等の調節方法、固定部等の操作方法。なお、高さ等の調整方法には次に示す内容が記載されていること。 (a) ○月までの乳幼児が使用する場合の調整位置。 (b) 足乗せの高さが調整できるものにあっては、乳幼児の足が届く高さに調整する旨。 (c) 足乗せが取り外せるものにあっては、乳幼児の足が接地するまでは足乗せを取付けて使用する旨。	2. 専門用語が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(d) 座面及び足乗せの位置を前後に調整できるものにあつては、その調整位置。 (4) 身体保持機構の説明、取付方法、調整方法等。 I a 形の例. 「使用年齢範囲は、○月 から○月（体重○○kg 以下）までです。保護者の監督下（特に○月以下は必ず保護者が付き添い）で使用する。」 I b 形の例. 「使用年齢範囲は○月か○月（体重○○kg 以下）までです。保護者の監督下で使用する。」 II a 形の例. 「使用年齢範囲は、お座りができる概ね○月から○月（体重○○kg 以下）までです。必ず保護者が付き添い、絶対に幼児を一人で放置しないこと。また、必ず身体保持機構を装備して使用する。」 II b 形の例. 「使用年齢範囲は、お座りができる概ね○月から○月（体重○○kg 以下）までです。保護者の監督下（特に○月以下は必ず保護者が付き添い）で	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	使用すること。また、○月までは必ず身体保持機構を装備して使用すること。」 Ⅱb形の例.（上限が○月を超えるもの） 「使用年齢範囲は、お座りができる概ね○月から体重○○kg以下までです。乳幼児（○月以下）が使用する場合は、保護者の監督下（特に○月以下は必ず保護者が付き添い）で使用すること。また、○月までは必ず身体保持機構を装備して使用すること。なお、SG マーク制度は○月以下の乳幼児に適用されます。」 (5) 身体保持機構の説明、取付方法、調整方法等。 (6) 使用上の注意 (a) 踏み台など、いす以外での用途外使用は行わない旨。 (b) 座席に乳幼児を乗せたまま、持ち上げたり、移動したり、高さ調節をしない旨。 (c) 折り畳式の組み立てやテーブル、トレー等の取り付けは、乳幼児の手指などを挟むことがないように、乳幼児が触れた状態では行なわない旨。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(d) 座面及び足乗せに立たせない旨。 (e) 前枠（テーブルと兼用の場合を含む）及び手すりから身体を乗り出させない旨。 (f) 水平、平坦で ストープ等の危険物がない場所を使用する旨。 (g) 乳幼児が足乗せを踏み台にしていすに乗り降りする場合は、バランスを崩すと危険であるため、保護者が付き添う旨。 (h) 外から力をかけると転倒の危険性がある旨。特に、乳幼児が乗っている場合は注意する旨。また、乳幼児が乗っていない場合を含み、他の幼児が外から手かけたり、よじ登ったりしないよう注意する旨。 (i) 各部に緩みのないことを確認してから使用する旨。 (j) 座面を上下させて高さが変えられるものにあっては、座面を下げすぎると、乳幼児が手すりや背もたれ等とのすき間に挟まれる危険性がある旨。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(k) テーブルが可動式のものにあっては、テーブル使用時は手や指を挟まないよう注意する旨。 (1) テーブル等を取り外した場合、取付け用穴等が露出するため、注意する旨。 (7) 日常の点検、保守、清掃などに関する説明。 (8) 販売時製品に付属されているものの取扱注意。例えば、ビニール袋、梱包材など。 (9) 修理、廃棄に関する注意事項 (10) S G マーク制度は、いすの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。 (11) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号。	